

## ■ 価格以外の評価に係る変更点の概要(令和2年度)

令和2年2月14日更新

総合評価落札方式による入札における価格以外の評価の変更点の概要は、以下のとおりです。  
令和2年度に発注(公告又は指名)する案件から実施します。

### ■【 評価項目の新設をします 】

#### 【優良工事(技術者)】(必須)

本市の優良工事表彰対象工事で主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した者の配置を評価します。(0.5点)

- ・評価対象は入札案件と同一の工事種別に限ります。
- ・実績とする期間は、公告日の属する年度の前年度までの過去4年度分(表彰実績年度)とします。
- ・技術者の表彰対象工事施工時の所属は問わないものとします。

#### 【担い手育成】(選択)

女性又は満40歳未満の技術者の配置を評価します。(0.5点)

- ・公告日を基準として判定します。
- ・女性かつ満40歳未満の技術者を配置しても、加点の重複は行いません。

#### 【災害時の基礎的事業継続力】(必須)

国土交通省各地方整備局「災害時の基礎的事業継続力」の認定企業を評価します。(0.5点)

- ・公告日を基準として判定します。
- ・複数の地方整備局から認定を受けている場合であっても、加点の重複は行いません。

### ■【 既存の評価項目の一部を廃止します 】

#### 【経営事項審査の労働福祉の状況】(必須)

経営事項審査における「労働福祉の状況(W1)」の項目が30点以上の者に対し実施していた加点を取りやめます。(0.5点)

#### 【納税貢献】(必須)

所得税源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」となっていない者に対し実施していた減点を取りやめます。(-1.5点)

## ■【 一部の評価項目で評価する期間を変更します 】

---

### 【工事成績】

実績とする工事を、公告日の属する年度の前年度までの過去4カ年度に松本市工事検査課による検査を受けた工事（検査年度）に変更します。

### 【優良工事(企業)】

実績とする期間を、公告日の属する年度の前年度までの過去4カ年度に表彰を受けた工事（表彰実績年度）に変更します。

### 【工事实績(企業)】・【工事实績(技術者)】

実績とする期間を、公告日を起算日とした過去4年間に変更します。

## ■【 一部の評価項目で評価の適用を必須化します 】

---

### 【継続教育】

工事ごとの選択項目としていましたが、必須項目に変更します。（※継続教育の対象工種のみ）